目黒区訪問型予防給付相当サービスコード表（A2）　　令和6年4月1日～

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	(1)訪問型独自サービス費（Ⅰ）	サービス事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		サービス事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	(2)訪問型独自サービス費（Ⅱ）	サービス事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		サービス事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	(3)訪問型独自サービス費（Ⅲ）	サービス事業対象者（注）・要支援2（週2回を超える程度）	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		サービス事業対象者（注）・要支援2（週2回を超える程度）	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	(4)高齢者虐待防止措置未実施減算	サービス事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	12単位 減算	−12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割			1単位 減算	−1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		サービス事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	23単位 減算	−23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割			1単位 減算	−1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		サービス事業対象者（注）・要支援2（週2回を超える程度）	37単位 減算	−37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割			1単位 減算	−1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	(5)同一建物減算 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	(6)初回加算		200単位 加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(7)生活機能向上連携加算		生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位 加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位 加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	(8)口腔連携強化加算（1月に1回を限度）		50単位 加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(9)介護職員処遇改善加算		介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(10)介護職員等特定処遇改善加算		介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	(11)介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

（注）特別な事情がある場合のみ。特別な事情があるサービス事業対象者とは、退院直後等の短期集中的に複数回の事業を行うことで改善が認められるなど特殊な要件を満たした場合に利用できる。

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については令和6年5月31日まで算定可能。